

災害時等における相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、新潟県・長野県・山梨県において、地震等により災害が発生し、被災した県独自では十分な対応措置ができない場合において、社団法人新潟県建設業協会、社団法人長野県建設業協会及び社団法人山梨県建設業協会長の協議により、友愛精神にのっとり、自県の指導の下、相互に協力し、被災した県の応急対策を円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(連絡の窓口)

第2条 社団法人新潟県建設業協会、社団法人長野県建設業協会及び社団法人山梨県建設業協会（以下「三県協会」という。）は、あらかじめ相互応援に関する連絡窓口を定めておき、他県の応援を必要とする災害が発生したときは、速やかに連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 資機材及び物資等の提供及びあっせん

ア 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

イ 応急復旧活動等に必要な車両等

(2) 応急対策に必要な人員の派遣等

ア 応急復旧等に必要な人員

(3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第4条 応援を受けようとする協会は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条各号に掲げる応援業務の内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 車両等の応援派遣場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(その他)

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項又は、この協定に定めのない事項については、三県協会が協議して、別に定めるものとする。

(付則)

この協定は、平成19年11月15日から施行する。

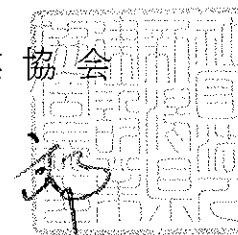
この協定の成立を証するため本協定書3通を作成し、各協会長記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年11月15日

社団法人 新潟県建設業協会

会長

本村 達郎



社団法人 長野県建設業協会

会長

中 澤 英



社団法人 山梨県建設業協会

会長

井 上

